

# 審査基準

令和2年3月23日作成

法令名	古物営業法
根拠条項	第21条の5第1項又は第21条の6第1項
処分の概要	古物競りあっせん業に係る業務の実施の方法の認定
原権者（委任先）	鳥取県公安委員会
法令の定め	古物営業法施行規則第19条の4 (古物競りあっせん業者に係る認定の申請) 第19条の5 (古物競りあっせん業者に係る認定の申請の欠格事由) 第19条の6 (盗品等の売買の防止等に資する方法の基準) 第19条の11 (外国古物競りあっせん業者に係る認定の申請) 第19条の5、第19条の12 (外国古物競りあっせん業者に係る認定の申請の欠格事由)
審査基準	
標準処理期間	40日
申請先	申請書は、あなたの営業所（営業所のない者にあつては、住所又は居所をいう。）の所在地を管轄する警察署の担当窓口へ提出してください。
問い合わせ先	鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話 0857-23-0110）
備考	